

# 新潟県シニアテニス連盟 会則

## 第1条 (名称)

当連盟は新潟県シニアテニス連盟（以下、当連盟という。）と称し、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下、連盟本部という。）及びその下部組織である北信越地区に所属する。

## 第2条 (組織)

当連盟は、主として新潟県に居住する連盟本部の会員で、当連盟の設立の趣旨及び目的に賛同する者を会員とすることで構成される。

## 第3条 (所在地)

当連盟の所在地は当連盟の会長宅とする。

## 第4条 (目的)

当連盟は、テニスを通じて会員の健康増進と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

## 第5条 (事業)

当連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種テニス大会の主催
- (2) 連盟本部及び北信越地区等が主催する事業への参加・協力
- (3) その他、当連盟が加盟する新潟県テニス協会及び関係機関との連携事業

## 第6条 (入会)

当連盟への入会資格は、入会当年末に女性は満50歳以上、男性は満60歳以上であることとする。有資格者の入会は、次の手続きのいずれかによる。

- (1) 入会希望者は、当連盟経由で連盟本部の会長あてに所定の会員入会申込書を提出し、あわせて連盟本部に入会金（5,000円）を、当連盟に年会費（1,500円）をそれぞれ払い込む。これをもって入会手続きは完了する。
- (2) 入会希望者は直接、個人で連盟本部への入会申込みをすることができる。この場合、当連盟は連盟本部からの連絡を受けた時点で同人に通知し、当連盟の年会費を受領する。これをもって入会手続きは完了する。

## 第7条 (年会費)

当連盟の会員は毎年、年会費を納入しなければならない。会員は年会費の納入をもって会員資格を行使し、第5条(1)及び(2)に掲げる各種の事業・大会に参加することができる。また、当連盟の会報及び連盟本部の機関誌の送付等の各種サービスを受けることができる。

- (1) 会員は毎年5月31日までに当連盟の年会費1,500円（連盟本部の年会費500円を含む）を払い込む。ただし、年度途中に入会したときは、会員になった時点とする。
- (2) 毎年12月31日の時点で満90歳以上である会員は、年会費が免除される。

## 第8条 (休会及び復会)

休会及び復会は次の手続きによる。

- (1) 会員は所定の休会届を当連盟の会長に提出して、任意に休会することができる。休会中の年会費は免除されるが、すでに納入した年会費は返還されない。また、当連盟の会報及び連盟本部の機関誌も送付されない。
- (2) 会員が無届けで毎年5月31日までに年会費を納入しなかったときは、休会したものとみなされ

る。

- (3) 休会者が次年度以降も継続して休会するときは、所定の休会届を毎年 10 月 31 日までに当連盟の会長に提出する。
- (4) 休会者が復会するときは、所定の復会届を当連盟の会長に提出するとともに、復会を希望する年度の年会費を納入する。

#### 第 9 条（退会及び復会）

退会及び復会は次の手続きによる。

- (1) 会員は所定の退会届を当連盟の会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、すでに納入した年会費は返還されない。
- (2) 会員が死亡したときは、退会したものとする。
- (3) 会員が無届けで年会費を 1 年以上滞納したときは、退会したものとみなされる。
- (4) 退会者が復会するときは、① 所定の復会届を当連盟の会長に提出するとともに、未納年分の年会費を納入するか、または ② 第 6 条にならって、新たに当連盟への入会申請を行うかを選択できる。

#### 第 10 条（役員）

当連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長 1 名、事務局 1 名、地区担当役員若干名、会計 1 名。なお、会長、副会長、事務局及び会計は地区担当役員を兼ねることができる。
- (2) (1)の役員のほかに、会計監査役 1 名を置く。
- (3) (1)の役員のほかに、顧問を置くことができる。

#### 第 11 条（役員を選任）

会計監査役を含む役員を選任は、第 14 条(2)に定める定期役員会において議決する。

#### 第 12 条（役員職務）

会計監査役を含む役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は当連盟を代表・統括するとともに、第 14 条に定める役員会の議長を務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局は、当連盟の運営及び事業に関する事項を統括する。
- (4) 地区担当役員は大会等の行事計画に関する実務を担うとともに、事務局と連携して当連盟の運営にあたる。
- (5) 会計は、当連盟の会計業務及び会員資格に関する業務を行う。
- (6) 会計監査役は当連盟の会計業務を監査する。

#### 第 13 条（役員任期）

役員任期は 2 年とし、再任は 3 回までとする。ただし、会計監査役の再任は 1 回のみとする。

なお、任期途中で役員交代があったときは、後任の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 14 条（役員会）

当連盟の運営主体は、第 10 条(1)に定める役員をもって構成される役員会とする。なお、会計監査役は役員会に出席して意見を述べることができる。

- (1) 役員会は会長が招集し、役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- (2) 定期役員会は各年度の 3 月に開催することとし、第 15 条に掲げる事項を審議する。

- (3) 定期役員会以外の役員会は適宜開催することとし、当連盟の運営、事業計画及び定期役員会への提案事項等について協議する。
- (4) 会長は必要と認めるときは、臨時役員会を招集することができる。また、役員の過半数から会議の目的を示して要請があったときは、会長は遅滞なく役員会を招集しなければならない。

#### 第15条（定期役員会の審議事項）

定期役員会は次の事項を審議する。各審議事項は出席役員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。なお、会長は、定期役員会の議事概要を当連盟の会報を通じて会員に開示するものとする。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 会則の制定・改廃に関すること
- (4) 会計監査役を含む役員を選任に関すること
- (5) 年会費の改定に関すること
- (6) その他、当連盟の維持・運営に関すること

#### 第16条（運営経費）

当連盟の運営経費は、会員の年会費、大会残余金、大会主管料、寄付金その他をもって、これに充当する。

#### 第17条（事業年度及び会計年度）

当連盟の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第18条（会計監査）

会計監査役は、各年度の決算に対する会計監査結果を定期役員会に報告し、その承認を得なければならない。

#### 第19条（その他）

この会則に定めるもののほか、当連盟の維持・運営に必要な細則等については別に定める。

#### 第20条（附則）

この会則は2025年3月19日から施行し、2025年3月1日から適用する。

制定 1999年5月 改定 2001年4月、2002年4月、2004年4月、2009年4月、2015年4月、2019年4月、2020年4月（議決機関条項の改廃）、2021年3月（第12条：会計年度の変更）、2023年4月（第5条及び第10条：会計監査役関連条項の変更）、2025年3月（全面的な改定）